

～津波災害警戒区域のお話し～

5月30日に愛知県内における「津波災害警戒区域」の事前公表がありました。東日本大震災から8年が経過しての発表です。各々誤解無きよう、いつもより長文になりますが、是非ご一読下さい。

～津波災害警戒区域とは？～

津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあり、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべきとして指定された土地の区域をいいます。（2011年12月施行の津波防災地域づくりに関する法律）

区域の指定は、国土交通大臣が定める基本指針に基づき、津波浸水想定を踏まえて、都道府県知事が行ないます。

区域が指定されると病院をはじめ、要援護者が集まる施設は避難計画の策定や避難訓練の実施が求められます。

「特別警戒区域」になると、要援護者が集まる施設を建てる際に津波に水没しない高さにすることも求められるものです。

<津波防災地域づくりに関する法律>

津波に強い地域づくりを地方自治体が進めやすくする法律。

甚大な被害がでた東日本大震災の教訓を踏まえ、2011年（平成23年）12月に施行国土交通省が想定する最大津波高（満潮時の巨大津波の最大の高さ）などに基づき、都道府県知事が浸水のおそれのある地域と想定水深（津波浸水想定）を公表。

これを踏まえ、各市町村が津波に強い地域づくりの推進計画を策定する。

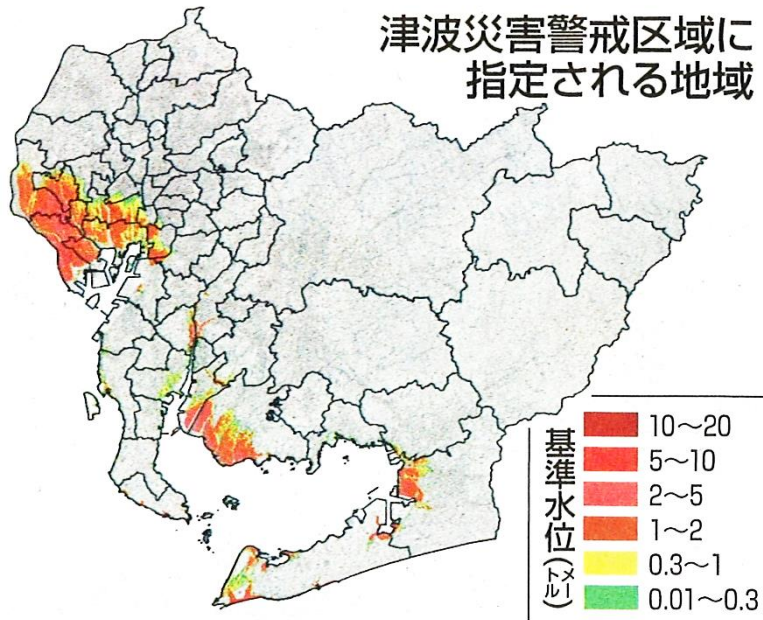
都道府県知事は津波被害の想定される危険地域を「津波災害警戒区域」（イエローゾーン）に指定。区域内の自治体にはハザードマップの作成を、区域内の病院、社会福祉施設、学校、地下街などには避難計画策定や避難訓練実施をそれぞれ義務づけ、さらに住民の生命・身体の危険がある地域を都道府県知事が「津波災害特別警戒区域」（オレンジゾーン・レッドゾーン）に指定し、住民に移転勧告できる。同区域内では、市町村が条例で建築・開発行為を制限できるほか、病院など自力で避難できない人（要介護者）が集まる施設において、病室等の居室の床の高さを想定津波高よりも高くするよう求める。このほか市町村長は、盛り土などで造成した高台に、住宅、学校、病院などを一括して整備可能な「津波防災住宅等建設区」を創設できる。

また、自治体は津波が起きた際に住民が逃げ込む避難ビル、避難タワーを指定し、管理協定を結ぶことができる。さらに国は、高層建築物に限って建築基準法の容積率を緩和する特例措置を認め、津波被害は広域に及ぶため、従来市町村が行ってきた「集団移転促進事業計画」の作成を都道府県にもできるように改定した。

～愛知県内の指定状況は？～

26市町村の3万5000ヘクタール

津波災害警戒区域に
指定される地域



津波災害警戒区域
県が指定

愛知県内では、太平洋沿岸26市町村をイエローゾーンに指定すると発表しました。

2014年に公表された「浸水想定区域」と同じ範囲で、津波が建物にぶつかって高さが上がる「せき上げ高」を加味した基準水位が新たに示されています。

指定される区域は県全体の7%、概要の遠州灘に面した渥美半島の一部では、せき上げ高が5m、基準水位は18.1mと、県内最高値を示しました。

なお、特別警戒区域「オレンジ・レッドゾーン」の指定は今回されず、今後の課題として県は検討するとのことです。

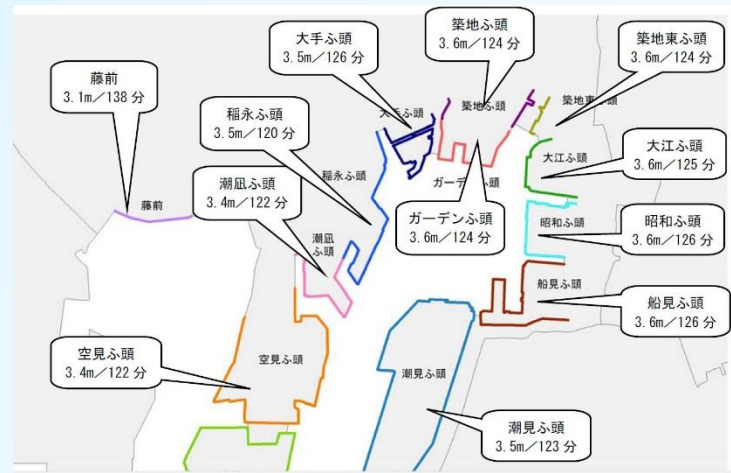
～名古屋市における、津波の知識～

名古屋市における津波（30cm以上）の到達時間や、最大高さとその時間を下図に示しました。

あくまでも、過去の地震データを基にした最大クラスとして公表されているものですので、いざ！という時の知識として捉えて頂ければと思います。



30cm以上の津波到達時間



最大高さとその時間

「お持ちの土地や建物
評価してみませんか??」

ご相談はお気軽にどうぞ！

<http://maruhiro2103.co.jp>

私たちは、土地や建物の仲介のみではなく、声かけ頂ければ、何でもお役に立ちます！

～土地・建物のよろず屋～

マルヒロ不動産(株)

名古屋市中村区横前町109番地

TEL: 052-413-4628

